

健 発 0330 第 6 号

平成 29 年 3 月 30 日

各

〔	都道府県知事	〕
	保健所設置市長	
	特別区長	

 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関する
ガイドライン」の普及について

高齢化が急速に進展する中で、健康寿命の延伸を実現するには、生活習慣病予防とともに、社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持することが重要であり、良好な栄養状態を維持する必要がある。

また、単身や高齢者のみの高齢世帯が増加する中、買い物や調理など食事の用意に援助が必要な状況も生じている。

そのような中ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、健康寿命の延伸に向けた具体的な施策として、「配食を利用する高齢者等が適切な栄養管理を行えるよう、事業者向けのガイドラインを作成し、2017 年度からそれに即した配食の普及を図る」ことが盛り込まれた。

これらを踏まえ、今後利用の増大が見込まれる配食の選択・活用を通じて、地域高齢者等の健康支援につなげるため、平成 28 年 7 月から地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理の在り方について検討が重ねられ、平成 29 年 3 月に検討会報告書として取りまとめられたところである。この検討会報告書を踏まえ、今般、事業者向けに「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」を別添のとおり策定した。

については、各地域や高齢者の特性に応じて本ガイドラインの普及を図るようお願いしたい。また、都道府県におかれては、管内市町村（保健所設置市及び特別区を除く。）に対する周知をお願いする。